

黒石市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第8号

黒石市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成28年黒石市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。